

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第154号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年7月21日（土） 23時20分ごろ
発生場所	島根県江津市江津港 江津市所在の江津灯台から真方位207° 1,500m付近 （概位 北緯35° 01.2′ 東経132° 13.6′）
事故等調査の経過	平成24年8月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 光竜丸、11トン SN2-2960（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 高石丸、2.91トン 272-22858島根、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船首部に亀裂
事故等の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが2人で乗り組み、釣り客5人を乗船させて江津港内の水路を約15ノット（kn）の速力で南進中、船首が浮上して船首死角を生じていたが、船長Aが、船首死角を補う見張りを行わず、係留場所に着けるために減速して右転したところ、平成24年7月21日23時20分ごろB船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、係留場所を発航して江津港内の水路を約3knの速力で北進中、船長Bが、右舷船首方にA船を認め、A船が右転して係留場所に向かうものと思ったが、右転せずに接近したので減速したところ、A船の船首部とB船の船首部とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし A船は、江津港内の水路を南進中、船首が浮上して船首死角を生じていたが、船長Aが、船首死角を補う見張りを行っていなかったことから、係留場所に向けようとして右転したところ、B船の前路に向け

	<p>て航行することとなり、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、江津港内の水路を北進中、船長Bが右舷船首方に認めたA船の動静を監視していたものの、前路に接近したA船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、江津港内の水路において、A船が南進中、B船が北進中、船長Aが、船首死角を補う見張りを行っていないため、係留場所に向けようとして右転したところ、B船の前路に向けて航行することとなり、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 港内では安全な速力で航行すること。・ 船首死角を生じている場合は、死角を補う見張りを行うこと。